

SATO 社会保険労務士法人 News Letter

2018年3月号 (No.99)



今の特集

1. 障害者雇用制度の改定について
2. 子ども・子育て支援事業主拠出金率の改定について (予定)
3. 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令について (予定)
4. 社会保険の随時改定 (月額変更) における年間平均保険者算定の取扱いについて

1. 障害者雇用制度の改定について

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。民間企業は、現行2.0%の法定雇用率が2.2%になります。ちなみに平成33年4月までには更に0.1%引き上げられ2.3%になる予定です。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

また、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者も加わります。

障害者雇用率の算定や障害者雇用納付金の額などの算定では、精神障害者である短時間労働者に対する特例措置として、下記の要

件に当てはまる対象者は実人員1人を原則的な「0.5人」カウントではなく「1人」にカウントします。

・精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方、または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方、かつ平成35年3月31日までに、雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

※上記条件を満たしていても対象にならない場合もございます。

2. 子ども・子育て支援事業主拠出金率の改定について (予定)

現在開催されている通常国会において、子ども・子育て支援法改正の法案が審議されております。

改正法案の内容としては、事業主拠出金の率の上限の引き上げ、事業主拠出金の充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援ですが、特に事業主拠出金の率の上限の引き上げについては、現行の上限である1000分の2.5から1000分の4.5に引き上げる内容となっております。

上記改正法案の成立を見越して、内閣府では子ども・子育て支援法施行令の改正案を準備しており、その中で事業主拠出金を現行の1000分の2.3から平成30年度は1000分の2.9に引き上げることを予定しています。



3. 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令について (予定)

厚生労働省では、現在雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を準備しており、内容的には下記4項目になります。

(1) 事業主による被保険者の氏名変更届出手続きの緩和について

氏名変更の届出については、事業主が、被保険者が氏名を変更したときに速やかに行うこととしているところ、事業主の事務手続の簡素化の観点から、事業主の一定の届出又は手続き(転勤届等)の際に行えばよいこととする。

平成30年3月30日施行予定

(2) 各種届出の際の個人番号の提出について

今後、日本年金機構等との個人番号を介した情報連携が開始されることを踏まえ、これまで個人番号の届出のない者については、当該者に係る一定の届出又は手続き(転勤届等)の際に、個人番号登録届の提出を求めることとする。当該各種届出について、5月以降、必要なマイナンバーの記載がない場合には、補正のため届等が返戻される。

平成30年5月1日施行予定

※詳しくは別紙をご参照ください

(3) 離職証明書及び離職票の改正

離職証明書及び離職票について、有期雇用労働者の雇用期間や更新回数の上限等の情報を把握するため、離職理由記載欄の項目を追加する。

平成30年3月30日施行予定

(4) 雇用継続給付の届出書等の改正

事業主が行う雇用継続給付に係る届出等の際には、その都度、届書等に本人の署名・

押印を必要としているところ、本人及び事業主の事務手続きの簡素化の観点から、本人から届出等について同意を得たことが明らかとなる書類を保管しておくことを要件として、届書等上の本人の署名・押印を不要とする。

平成30年10月1日施行予定

4. 社会保険の随時改定 (月額変更) における年間平均保険者算定の取扱いについて

平成30年3月1日に厚生労働省より日本年金機構に「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額等の定時決定及び随時改定の取扱いについての一部改正について」という通知が出状されました。

この通知文の内容としては、標準報酬月額の随時改定 (月額変更) において、現行の随時改定 (月額変更) の計算方法において算出された標準報酬月額と年間平均で算出された標準報酬月額の間に2等級以上の差が発生し、且つこの2等級以上の差が業務の性質上、毎年発生することが見込まれる場合には、被保険者の同意をもって年間平均の標準報酬月額を保険者算定として適用できるというものです。

つまり、今まで定時決定 (算定) だけに適用可能だった年間平均保険者算定の制度を随時改定 (月額変更) にも適用するという改定です。平成30年10月1日施行し、平成30年10月改定以降の随時改定から適用となります。



【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 3-32-1

大塚 S&S ビル5 階

TEL : (03) 6831-3310



雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

**平成30年5月以降、マイナンバーの記載が必要な届出等（※）について
マイナンバーの記載がない場合には補正のため返戻する場合があります**

※ マイナンバーの記載が必要な届出等は以下のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請
- ④ 育児休業給付支給申請
- ⑤ 介護休業給付支給申請

①②⑤の届出等の際には、届出等にマイナンバーの記載をお願いします。

③④の高年齢継続給付、育児休業給付の初回申請時には申請書にマイナンバーの記載をお願いします。平成28年1月以降に初回申請を行った際にマイナンバーの届出を行っていない場合は、2回目以降の申請時等の機会を捉え、個人番号登録・変更届をあわせてお持ちください。

これらの届出等については、**5月以降、必要なマイナンバーの記載がない場合には、補正のため届出等を返戻します。**

マイナンバーの届出は雇用保険の各種申請・届出を行う際に課された義務であり、必要なマイナンバーを記載しないことは法令違反に当たります。

マイナンバーの届出がない場合には、社会保険又はその他の制度の運用上支障をきたすこととなりますので、必ず提出するようお願いします。

